

医療施設物価高騰対策支援金について（Q & A）

令和 8 年 1 0 月 2 3 日
医 務 薬 事 課

1 制度関係

Q 1 どのような制度か。

- 公定価格により運営されており、中東情勢による医療材料費や光熱費の高騰の影響を価格転嫁できないこと等により厳しい運営環境にある医療施設を支援するため、支援金を支給するものです。

2 支給対象

Q 2 対象となる施設及び支給額は。

- 所在地が秋田県内であり、令和 8 年 4 月 1 日以前に運営を開始し、申請日時点で運営中であること。ただし、市町村又は一部事務組合が開設、運営又は出資する施設は対象外です。

1. 支援対象施設		2. 支援単価
医科	病院・有床診療所（5 床以上） ☐ 保険医療機関に限る ☐ 算定に用いる病床数は許可病床数（休止病床を除く）	33,000 円 × 許可病床数 （休止病床を除く）
	有床診療所（1 ～ 4 床） 無床診療所 ☐ 保険医療機関に限る ☐ 社会福祉施設の医療室を除く	1 施設あたり 134,000 円
歯科	歯科診療所 ☐ 保険医療機関に限る ☐ 社会福祉施設の医療室を除く	1 施設あたり 90,000 円

Q 3 自由診療のみを扱っており保険指定を受けていない医療機関は支給対象か。

- 今回の支援金は、中東情勢による医療材料費や光熱費の高騰の影響を価格に転嫁できない医療施設を対象としたものであることから、保険指定を受けていない医療施設は支給対象外となります。

Q 4 開設した医療施設は秋田県内にあるものの、主たる事務所が秋田県内にない場合、申請できるか。

- 主たる事務所が秋田県外であっても、秋田県内を所在地とする医療施設が存在する場合、当該医療施設分については支給対象となります。
ただし、県外に所在する医療施設分については、本支援金の対象外であり申請いただけません。

Q 5 複数の医療施設を運営している場合、医療施設単位で支給を受けられるのか、運営する医療施設の中から1つ支給対象医療施設を選択し、1医療施設分しか支給を受けられないか。

○ 医療施設単位の支給になります。

ただし、同一医療施設内で複数の医療施設を運営している場合で開設者が同じ場合は、いずれか一方になります。

Q 6 同一医療施設内で、医科診療所及び歯科診療所があり、どちらも保険医療機関として届出がなされている場合は、それぞれの診療所においても支援金の申請が可能と考えて良いか。

○ Q 5 のとおり、開設者が同じ場合はどちらか一方の支給となります。

Q 7 令和8年4月2日以降に開設し、現在も運営中の場合、支給対象か。

○ 令和8年4月1日以前に開設・運営開始していることが支給要件のため、支給対象外です。

Q 8 令和8年4月1日以前に開設していたが、その後休止期間を経て、申請日現在再開している場合、対象となるか。

○ 支給対象となります。

Q 9 令和8年4月1日以前から個人として診療所を開設・運営していたが、令和8年4月2日以降に医療法人成りし、個人診療所を廃止した場合は、医療法人が開設する診療所として支給対象となるか。

○ 個人診療所として令和8年4月1日以前に開設・運営しており、令和8年4月2日以後に医療法人成りをし、申請日時点で運営中であれば、その医療法人が開設する診療所については支給対象となります。

3 支援金の申請について

Q 10 申請の受付期間はいつまでか。また、支給はいつか。

○ 申請受付期間は、令和8年11月2日（月）～令和8年12月11日（金）とし、郵送での受け付けとなります。

支援金の支給は、審査を終えたものから順次行い、令和8年12月中には完了することを予定しております。

【提出先】

< 郵送先 >

〒010-0965

秋田県秋田市八橋新川向2-19 株式会社サキガケアドバ内

秋田県医療施設物価高騰対策支援金支給事務局 宛

Q 1 1 申請には何が必要か。

- 以下の2種類の書類をご準備ください。
 - ①医療施設物価高騰対策支援金支給申請書（支給要綱様式第1号）
 - ②振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し
- ※カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分の写しとしてください。

Q 1 2 申請書類はどこで入手できるのか。

- 郵送しますが、下記秋田県公式WEBサイトからダウンロードもできます。
(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/99936>)

Q 1 3 病床数には、一般病床以外の病床も含まれるのか。また、いつ時点の病床数が対象になるのか。

- 対象の病床は一般病床以外も含まれ、また、申請日時点の許可病床数（休床を除く）です。

Q 1 4 今回の支援金に関する実績報告は必要か。

- 実績報告は不要です。支援金の支給をもって、手続きは全て終了となります。

Q 1 5 支援金の金額が確定したら、文書で通知があるのか。

- 確定通知書等の文書は発行いたしませんので、支援金の金額は申請書に記載いただいた振込先口座の通帳等でご確認をお願いします。
なお、申請書の受理後、審査を行い、記載内容に不備がなく適正と認められれば、概ね4週間程度で支援金をお支払いする予定です。
また、申請が極端に集中した場合には、予定より交付が遅れる場合があります。

Q 1 6 申請書は事務局に持参できないか。

- 郵送のみの取扱いとします。

4 その他

Q 1 7 支援金全般に係る問い合わせ先は。

- 秋田県医療施設物価高騰対策支援金支給事務局にお問い合わせください。
＜電話番号＞080-8602-5113
＜受付時間＞午前9時～午後5時（土日祝日を除く。）

Q 1 8 同様の趣旨の支援金を他団体（国、市町村等）から受けている、又は受ける予定があるが、この支援金を受給できるか。

- 他団体から同趣旨の受給（予定を含む。）の有無に関わらず、本支援金を受給することが可能です。
ただし、本支援金を受給した場合に他の支援金を受けることができるか否かは、他の支援金の支給要件をご確認ください。

Q 1 9 本支援金の税金上の取扱いは課税対象となるのか。

- この支援金は、税務上、益金（個人事業主の場合総収入金額）に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署に御確認ください。

以上